

船舶事故調査報告書

令和元年11月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月13日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市下島北方沖 下枯木島灯台から真方位050° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯33° 14.0′ 東経129° 32.7′）
事故の概要	漁船岩礁は、南進中、干出浜に乗り揚げた。 岩礁は、球状船首部の圧壊等を生じた。
事故調査の経過	平成31年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 岩礁、16トン NS2-17178（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×4.11m×1.63m、FRP ディーゼル機関、478.10kW、平成8年7月10日 第292-51241号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 平成26年9月9日 （令和2年4月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	球状船首部に圧壊、船尾部船底外板に割損並びに舵柱、推進器軸及び推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日出時刻：07時16分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、平成30年12月12日14時00分ごろ長崎県佐世保市桶泊漁港を出港し、17時00分ごろ長崎県平戸市生月島西方沖の漁場に到着し、日没ごろ集魚灯を点灯して操業を始めた。 本船は、北方へ流れる潮にのって操業を続け、13日02時00分ごろ、生月島北西方8M付近で操業を終え、平戸瀬戸を経由すること

	<p>にして帰途についた。</p> <p>船長は、操舵室内後部の壁に取り付けた椅子に腰を掛けて操船に当たり、平戸市^{たく}島西方沖で自動操舵から手動操舵に切り替え、その後、平戸瀬戸を南下した。</p> <p>船長は、平戸瀬戸を通過後、^{おおしらせ}大白瀬灯浮標の西方沖1,300m付近に達した頃、レーダー2台とGPSプロッターの各画面を見ながら沖ノ六ツ瀬灯浮標を目標にして約10ノットの対地速力で南進中、眠気を催し始めた。</p> <p>船長は、その後、沖ノ六ツ瀬灯浮標の灯光を左舷正横付近に認め、同灯浮標西方沖300m付近に達したことが分かり、GPSプロッター及び0.5Mレンジと3Mレンジとしたレーダーの各画面を見ながら左舵を取って下島西方沖300m付近に向かうように転針した。</p> <p>本船は、船長が転針後間もなく居眠りに陥り、下島北方の干出浜に向かうようになり、05時00分ごろ同浜に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を受けて目覚め、すぐに機関を中立運転とし、作業灯を点灯して周囲を確認し、下島北方沖の干出浜に乗り揚げていることに気付いた。</p> <p>船長は、船体の損傷状況を確認し、浸水しているように見えなかったので離礁できると考え、機関を後進に掛けて離礁しようとしたところ、推進器翼が岩に当たる衝撃があったので機関を中立運転に戻し、その後、友人に連絡して救助を依頼した。</p> <p>本船は、その後、船長の友人の船によって船尾方へ引き出され、同船にえい航されて佐世保市の造船所に運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船(修理後) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船橋航海当直警報装置の装備はなく、本事故当時、喫水が船首約0.3m、船尾約1.8mで、操舵室内には暖房が入り、同室の窓や扉が閉まった状況であった。</p> <p>船長は、沖ノ六ツ瀬灯浮標の灯光を左に見てから下島西方沖300m付近に向かうようにレーダー画面を見ながら転針したことまでは記憶があった。</p> <p>船長は、平戸瀬戸を通過して緊張が解けたこと、同瀬戸通過後に航行の支障となる他船を認めず、楠泊漁港が近づいて気が緩んだこと及び12日05時ごろに目覚めてから本船の手入れや漁の準備を行って出港し、本事故発生前まで睡眠を取っていなかったことで居眠りに陥ったものと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、眠気を催した際、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、窓を開けて外気に当たったりするなどして居眠りに陥らないようにしていたが、本事故当時、眠気を感じたものの、楠泊漁港も近いので入港まで我慢でき、まさか居眠りすることはないと思い、居眠り運航の防止措置を採っていなかったと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、本船がふだんから舵輪の位置を中央にしても針路が左に偏向することや、本事故当時、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて左手で舵輪の左上部を握っていたので、居眠りに陥って左手が下がって左舵が取られたことにより、下島北方沖の干出浜に向かうようになった可能性があると思つた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり 不詳 なし</p> <p>本船は、沖ノ六ツ瀬灯浮標西方沖において、楠泊漁港に向けて手動操舵で南進中、船長が、椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥ったことから、下島北方沖の干出浜に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、平戸瀬戸を通過して緊張が解けたこと、同瀬戸通過後に航行の支障となる他船を認めず、楠泊漁港が近づいて気が緩んだこと及び睡眠不足であったことによつて眠気を感じていたものの、まさか居眠りすることはないと思ひ、椅子に腰を掛けた姿勢を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥つたものと考えられる。</p> <p>本船は、ふだんから舵輪の位置を中央にしても針路が左に偏向することや、本事故当時、船長が、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて左手で舵輪の左上部を握っていたので、居眠りに陥って左手が下がって左舵が取られたことにより、下島北方沖の干出浜に向かうようになった可能性があると思はれる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、沖ノ六ツ瀬灯浮標西方沖において、楠泊漁港に向けて手動操舵で南進中、船長が、椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥つたため、下島北方沖の干出浜に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で乗り組む者は、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中に眠気を感じた場合、椅子から立ち上がつて外気に当たるなど、眠気を払拭する措置を採ること。 ・ 事故が発生した際は、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

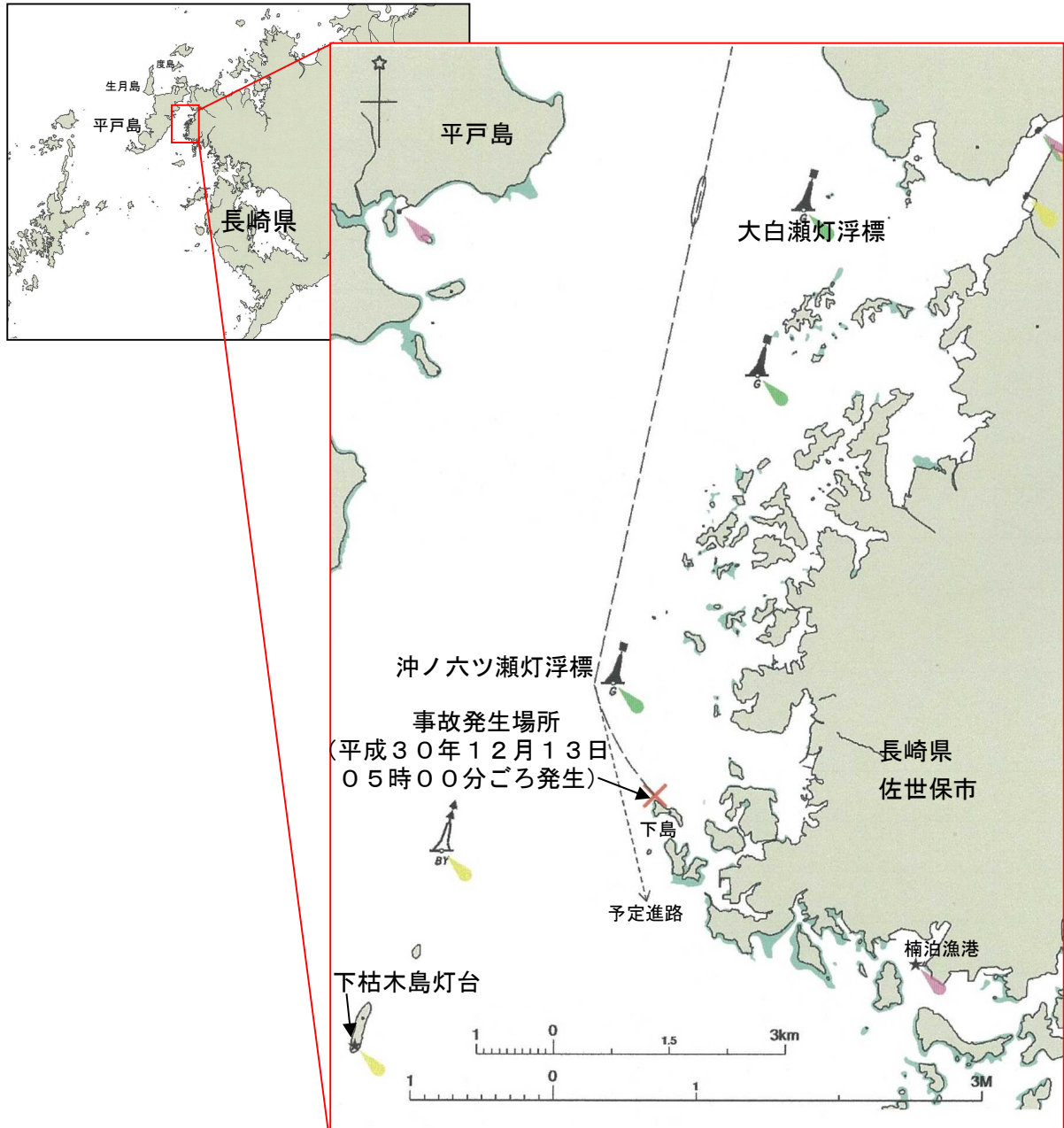


写真1 本船（修理後）

